

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 2 年 4 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

戸籍総合システム更新等業務

2 業務概要

本市では、戸籍総合システムを導入することにより、これまで戸籍や附票などを一元管理し安全性や安定性を向上させ、事務の効率化及び市民サービスの向上を図ってきた。

現在の戸籍総合システムについては、現行の運用保守に関する履行期間が令和 2 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することから、戸籍総合システムの更新を行う。更新にあたっては、より質の高い市民サービスの提供を継続的に実現するため、事業者のノウハウや経験を生かした豊富な技術を活用することができる事業者を得るため公募型プロポーザルを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 税を滞納していないこと。
- (7) 本業務に類似する十分な実績及び能力を有していること。

5 手続等

- (1) 戸籍総合システム更新等業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 事務局

甲府市役所 市民部 市民総室 市民課
山梨県甲府市丸の内1-18-1
TEL 055-237-5349